

防人計第11762号
18.12.28
改正 防人計第8444号
19.8.31
防官文(事)第18号
27.10.1

長官官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備本部長
防衛施設庁長官

事務次官

海外渡航承認申請手続の細部実施要領について（通達）

標記について、別紙のとおり定め、平成19年3月1日から実施することとされたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、防人1第3641号（5.6.21）、人1第2039号（49.5.13）及び人1第503号（53.2.10）は廃止する。

添付書類：別紙

海外渡航承認申請手続の細部実施要領

1 趣旨

この要領は、隊員の分限、服務等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第59号。以下「訓令」という。）第15条の2の規定に基づく海外渡航承認申請手続の細部実施要領を定め、隊員の安全の確保及び情報保全の確保に留意するとともに、海外渡航承認申請手続の円滑な実施を図ることを目的とし、もって服務規律の維持に資するものである。

2 海外渡航承認申請手続

- (1) 申請者は、渡航日の5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。次項第1号の日数を算出する場合において同じ。）前までに訓令別記様式第5の海外渡航承認申請書（以下「申請書」という。）を承認権者に提出するものとする。
- (2) 承認権者は、申請者から申請書を受理した場合において、速やかに承認又は不承認の判断を行い、訓令別記様式第6の海外渡航承認（不承認）書（以下「承認・不承認書」という。）を申請者に交付するものとする。

3 特定の場合の海外渡航承認申請手続

- (1) 申請者が、次のいずれかに該当する場合には、前項第1号の規定にかかわらず、渡航日の10日前までに申請書を承認権者に提出するものとする。この場合において、官房長、防衛省本省の施設等機関の長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び地方防衛局長並びに防衛装備庁長官（以下「官房長等」という。）は、当該申請日以前の日を別に定めることができる。
 - ア 申請者が次に掲げる隊員である場合
 - (ア) 1等陸佐、1等海佐又は1等空佐以上の自衛官
 - (イ) 7級（任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）別表において行政職俸給表(一)7級及びこれに対応する各俸給表の職務の級をいう。）以上の隊員
 - (ウ) 指定職俸給表の適用を受ける隊員
 - イ 申請日において、外務省から渡航情報（危険情報）が発出されている国又は地域
その他人事教育局長が別に指定するものに渡航する場合
 - ウ 申請する渡航先である国又は地域が、当該渡航日前6月以内に渡航した同一の国
又は地域となる場合
 - エ その他官房長等が別に定める事由に該当する場合
- (2) 承認権者は、申請者から前号に係る申請書を受理した場合には、必要に応じ官房長等又はその指定する者の指示を受け、承認又は不承認の判断を行い、承認・不承認書を申請者に交付するものとする。

4 事後の海外渡航承認申請手続

- (1) 隊員が、訓令第15条の2第1項ただし書の規定による海外渡航をするときは、あらかじめ承認権者又は隊員の上司で官房長等が定める者に連絡し、その指示を受けることに努めるものとし、帰国後速やかに、訓令別記様式第5の2の海外渡航承認申請書（以下「事後申請書」という。）を承認権者に提出するものとする。
- (2) 承認権者は、申請者から前号に係る事後申請書を受理した場合には、当該内容を確認し、速やかに訓令別記様式第6の2の海外渡航承認（不承認）書を申請者に交付するものとする。
- (3) 承認権者は、前号の確認を行う場合において必要と認めるときは、隊員に対して事情等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

5 申請者への指導等

承認権者は、隊員の安全確保又は情報保全の確保等を図るため、申請者の官職・階級（級）、渡航先及び渡航目的等に応じ、指導又は注意喚起を行うものとする。

6 隊員への周知

官房長等は、海外渡航承認申請手続の円滑な実施を図るため、所部の隊員に対して、海外渡航承認申請手続に関して周知を図るものとする。

7 一般旅券の確認等

官房長等は、隊員から任意に旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第2号に規定する一般旅券の提出を求める等の方法により、海外渡航承認申請が適正に行われていることを随時確認するものとする。

8 防衛大臣への報告

官房長等は、毎四半期毎、別記様式（海外渡航承認申請状況等報告書）を作成し、毎四半期翌月末日までに、防衛大臣（人事教育局長気付）に提出しなければならない。

9 委任規定

この要領に定めるもののほか、海外渡航承認申請手続の実施に関し必要な事項は、官房長等が定める。

